

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 2 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険事業の企画，運営及び統計並びに介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 1 月 2 7 日付けで諮問（第 8 9 7 号）された介護保険事業の企画，運営及び統計並びに介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は，「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から，刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づき捜査のため，介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，神奈川県藤沢警察署司法警察員に介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて，条例第 1 2 条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 平成 2 9 年 4 月 2 8 日に受理した当該事業所の介護保険事業者事故報告書

(資料2)の写し

- a 当該事業所で発生した事故の当該本人に係る情報
資料2の「2 対象者」「3 事故の概要」「4 事故発生時の対応」
「5 事故発生後の状況」の箇所
- b 報告書を作成した事業所の職員氏名
詳細については平成29年4月28日に受理した当該事業所の介護
保険事故報告書(資料2)のとおり。

(イ)平成28年8月1日付けで申請された当該本人の要介護認定に係る資料一式の写し

- a 要介護認定に係る当該本人の情報
- b 主治医意見書を作成した医師に係る情報
- c 認定調査票を作成した認定調査員に係る情報
詳細については以下のとおり。
 - (a) 介護保険要介護認定・要介護認定結果通知書(資料3)
 - (b) 認定調査票(資料4)
 - (c) 認定調査票(特記事項)(資料5)
 - (d) 介護認定審査会資料(事務局用)(資料6)
 - (e) 主治医意見書(資料7)

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア)照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ)目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件のような介護事故の場合、適用される罪名は、『業務上過失致死罪』となり、過失の有無を捜査によって明らかにして、当該罪名が適用できるのか、構成要件に該当しているかということ判断する必要である。

今回は、入所者側の遺族の訴えによって、捜査をしているものだが、捜査をしなければ過失の有無を判断することができないことからすると、一方からのみ提供される情報を警察がそのまま信用して判断をすることは、偏向的

となる可能性があり，例え遺族等から資料提供されたとしても，その提供された情報の真実性や信用性等を確認しなければならないと考える。

つまり，利害関係者から情報提供を受けることは，同意等があれば不可能ではないものの，その提供された情報の真実性等を確認する意味で，第三者の立場から回答を得る必要があるということである。

今回の照会によって得られる内容は，過失の有無を判断する重要な要素となり得る事項であり，公平中正な判断で犯罪捜査の目的を達するために，第三者機関である貴所から直接情報の提供を受け，判断したいと考えている。

また，刑事訴訟法第47条における「訴訟に関する書類は，公判の開廷前には，これを公にしてはならない。」という規定も考慮すると，利害関係者を經由することによって，不必要な情報が公にされる可能性も否定できるものではないと考える。

犯罪捜査のための公平中正な判断及び秘密の保持という観点からして，貴所から直接回答を得たく考えており，この点も含めて検討の上，回答への配慮をお願いしたい。」とのことである。

本件の照会は，公平で中立な犯罪捜査を行うために行われるものであり，正当な請求権を有するものによって行われたものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお，提供先の捜査機関については，藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める「提供を受けるものが執る措置」を遵守するように求めることとする。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし，介護事故に係る本人の遺族を含め，本人に通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから，本人に通知を省略する合理的理由があると判断する。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し） 資料1
- イ 介護保険事業者事故報告書 資料2
- ウ 要介護認定に係る資料一式 資料3～7
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関では，目的外に提供する必要性について，次のように述べている。

本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり，本件照会の具体的必要性について当該警察員に確認したところ，「捜査内容の詳細については回答できないが，本件のような介護事故の場合，

適用される罪名は、『業務上過失致死罪』となり、過失の有無を捜査によって明らかにして、当該罪名が適用できるのか、構成要件に該当しているかということ判断する必要がある。

今回は、入所者側の遺族の訴えによって、捜査をしているものだが、捜査をしなければ過失の有無を判断することができないことからすると、一方からのみ提供される情報を警察がそのまま信用して判断をすることは、偏向的となる可能性があり、例え遺族等から資料提供されたとしても、その提供された情報の真実性や信用性等を確認しなければならないと考える。

つまり、利害関係者から情報提供を受けることは、同意等があれば不可能ではないものの、その提供された情報の真実性等を確認する意味で、第三者の立場から回答を得る必要があるということである。

今回の照会によって得られる内容は、過失の有無を判断する重要な要素となり得る事項であり、公平中正な判断で犯罪捜査の目的を達するために、第三者機関である貴所から直接情報の提供を受け、判断したいと考えている。

また、刑事訴訟法第47条における「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」という規定も考慮すると、利害関係者を經由することによって、不必要な情報が公にされる可能性も否定できるものではないと考えられる。

犯罪捜査のための公平中正な判断及び秘密の保持という観点からして、貴所から直接回答を得たく考えており、この点も含めて検討の上、回答への配慮をお願いしたい」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報とは、公平で中立な犯罪捜査を行うために行われるものであり、正当な請求権を有するものによって行われたものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、実施機関が捜査機関に確認したところ、本人通知をした場合には、今後の捜査の遂行に支障が生じるとのことであった。

しかし、当該捜査の発端が遺族からの訴えによるものであることから、遺族に通知したことによる捜査への影響について、捜査機関に再度確認し、実施機関として改めて本人通知を省略する合理的理由について判断することを条件とする。

以 上